

## 明石市社会的養育推進計画の改定素案について

子どもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する10年間の計画として令和2年3月に策定した「明石市社会的養育推進計画」（以下「計画」という。）について、令和4年の改正児童福祉法を踏まえ、国から令和7年度以降の計画の改定内容が示されました。つきましては、中間見直しを行うとともに、現行計画における課題に対応した改定素案を作成しましたので報告いたします。

### 1 計画の概要

本計画は、こども家庭庁の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」で示されている記載事項を踏まえつつ、前期5年間の計画に対する評価を盛り込み、今後の更なる計画の推進に資するものとします。

なお、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の内容と十分に整合性を図ります。

#### (1) 明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

一人ひとりの子どもの思いに合った健やかな育ちと自立を実現するため、当事者である子どもの意見を踏まえ、本市の目指す社会的養育のあり方を示します。

#### (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

子どもの権利擁護に係る既存の取組を更に深化・拡充するとともに、社会的養育を受ける子どもが意見表明しやすい仕組みの構築や、体制の整備等に向けて取組みます。

#### (3) 明石市における総合的な子ども支援

すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮らすことができるよう、家庭支援事業の整備・充実など、地域と連携した子ども支援を行います。

#### (4) 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組

支援を必要とする妊婦やその家庭に対して、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、両機能の専門性を十分に発揮できるよう支援体制を強化します。

#### (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み

年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）に里親等の代替養育を必要とする子どもの数を算出します。

(6) 一時保護中の子どもの生活・支援の充実に向けた取組

子どもの状況に最も適した環境で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるための取組を推進します。

(7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント体制と、親子関係再構築及び特別養子縁組等の推進のための支援体制を構築します。

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

里親等への委託推進に向けた一連のフォスターリング業務にかかる実施体制の構築に向けた取組を進めます。

(9) 社会的養育推進のための施設との連携

乳児院、児童養護施設等と連携した子ども支援に取り組めます。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

進学、就職など子どもの自立支援の充実に向けた取組を進めます。

(11) 明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）

基礎自治体が設置する児童相談所としての役割を果たすため、体制の充実や専門性の強化を図ります。

## 2 子どもの意見について

計画改定に際しては、子どもの最善の利益を実現するため、アンケートやワークショップ等を開催して、当事者である子どもの意見の聴取を進めています。

アンケート等で出された意見については、計画に記載する各種施策の具体的な取組の検討に反映させるとともに、結果を取りまとめ計画の巻末に資料として掲載する予定です。

## 3 今後のスケジュール

時期	会議等	内容
2024年12月	パブリックコメントの実施	
2025年2月	児童福祉専門分科会 社会的養護部会 あかし里親推進連絡会議	パブリックコメント結果報告 最終案の内容審議
	社会福祉審議会	最終案の内容審議
3月	文教厚生常任委員会	最終案の内容報告